

2025 年度

学校いじめ防止基本方針

大阪教育大学附属平野中学校

I. いじめの定義等と基本方針のポイント

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法 第2条1項）2013.9.28. 施行

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、解決にあたる必要がある。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危機を生じさせるものである。

本校では、上記のことに鑑み、全ての子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向と取組内容を盛り込んだ『学校いじめ防止基本方針』を策定する。

(2) 基本理念

いじめは、学校問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても、また、学校だけでなく、生徒が集う様々な場所で起こり得る。近年、スマートフォン等のSNS上のいじめも数多く、また、気づきにくくなるなど多様なケースが報告されている。また、いじめの解決に向けては、いじめにかかわる子どもたちの個人的な特性や家庭環境、さらにそれを取り巻く地域風土や社会環境にも目を向けなければならない。これらの様々な要因が複雑に絡み合い、いじめを形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決を目指していかなくてはならない。いじめ防止の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなることを主たる目的に取り組む。また、生徒自身がいじめ防止等の当事者として、その解決に向けて主体的に取り組めるよう規範意識を身に付けさせる必要がある。さらに、いじめを受けた生徒の生命と心身を保護することが特に重要であ

ることを認識し、学校だけではなく、家庭、地域住民、その他全ての関係者が連携して、いじめの問題を克服することを目指して行う。

Ⅱ. いじめに対する平時からの備え

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を行う。

①道徳授業の重点実施

生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。特に道徳の授業においては、人権や他者との関りを扱う内容項目を重点的に実施する。

②学校行事における集団の力の育成

学校行事は、集団としての協力体制を育てるだけでなく、コミュニケーション能力や、課題をチームワークで乗り越えていく力を育てることに役立つ。また、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で行事に主体的に参加・活躍できるような雰囲気や集団づくりを行う。

③ケータイ教室

いじめの発生する場面として多くあるのがSNSである。本校は電車等で他地域から登校する生徒が多く、ケータイ（スマートフォン等）の所持率は比較的高い。スマートフォン等の使用方法については、早い段階で生徒・保護者の意識向上が必要であり、専門家によるケータイ教室を、入学直前の1年生について実施する。

(2) いじめの早期発見

いじめはいつでも誰にでも発生するという意識を持ち、早期発見早期解決を目指す。いじめは教職員が見ていない場面で発生することほとんどであり、またSNS等学校外でも発生する。生徒の変化を見逃さず気づくことは、担任だけの力では困難であり、学年教員、学校の教職員全体で気づくしくみや風土を気づく必要がある。

①アンケート（QU）や個人カウンセリングの実施

QU（ハイパーQU）は学校生活に対する満足度や意欲、悩みなど、生徒一人ひとりの心の状態を詳細に把握することのできる心理テストである。これを年間2回行い、生徒理解に努める上に、期間を決めて担任は個人カウンセリングを行っている。これらの情報は学年で共有し、いじめの早期発見に効果的である。

②企画会、職員会議での情報共有・情報交換

年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、認識する機会を持つ。週1回の企画会（運営会議）、月1回の職員会議では、各学年主任より生徒指導の情報共有を行う時間を設ける。これにより全教員が全生徒の状況（生徒同士の人間関係や生活環境も含む）を把握し、他学年の教員であっても授業や普段の学校生活の中で小さな変化に気づき、相談する風土を醸成する。

③学年学級PTA、PTA教育後援会実行委員会の取り組み

学年学級PTAでは、普段の学校生活の報告や意見交換が行われるが、いじめ問題についても議題になる場合がある。保護者の方もいじめに対する意識を高め、家庭内での子どもの様子の変化を気軽に相談する場を設けている。また、スクールカウンセラーは保護者も相談可能となっている。

(3) いじめに対する措置

学校の教員がいじめを発見し、また相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策組織（学年主任、生徒指導主事、副校長等管理職等）に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教員は、いじめに関わる情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も考慮して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただしいじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、管理職又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を持つ。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅲ. いじめ対策のための組織編制・取り組み計画

(1) いじめ対策組織〔常設〕

〔構成員〕 ◎校長、副校長、生徒指導主事、教務主任、研究主任、各学年主任、
養護教諭、スクールカウンセラー

〔役割〕

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策と早期発見対策を検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・問題がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者が協力して事実関係の把握を行い、いじめであると判断された時は教職員で情報の共有化を図り「組織」で問題解決まで被害生徒、加害生徒双方に対して指導と支援を行う。

(2) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み計画（資料1 参照）

〔計画の目的〕

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、その周知といじめの防止等に関わる校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

Ⅳ. いじめ重大事態への対処

(1) 「いじめ重大事態」の定義

いじめの重大事態は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）とされている。

これらいじめ重大事態と認められる事案が発生した場合、次の対応を行う。

（対応フローは資料2を参照）

- ①速やかに大学（附属学校課）へ報告する。
- ②大学と協議の上、当該事象に対応する組織を置く。
- ③上記組織を中心として、事実関係を調査する。
- ④重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等（定期的実施しているアンケート（QU）・学校評価アンケート*冨藤・カウンセリングの記録・これまでのいじめの通報や面談の記録・学校いじめ対策組織等における会議の議事録・学校としてどのような対応を行ったかの記録）の収集、整理を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

資料 1

いじめ防止に関する年間計画（2025 年度）

	学校・生徒		保護者・地域
4 月	全国学力、学習状況調査（3 年） 各種健康調査		学級・学年 P T A（全学年） P T A、教育後援会実行委員会
5 月	生徒指導情報交換会（教員） 個人カウンセリング（全学年生徒対象）		P T A 研修会 （いじめについての研修）
6 月	ハイパー Q U 全学年 （兼いじめアンケート）		学年 P T A（全学年）
7 月	三者懇談（全学年）		三者懇談（全学年） P T A、教育後援会実行委員会 学校評議会
8 月			
9 月			教育実習生と語る会
10 月	Q U 1・2 年 （兼いじめアンケート）		学年 P T A（全学年） P T A、教育後援会実行委員会
11 月	進路懇談（3 年） 個人カウンセリング（1・2 年生徒） 健康相談（希望者）		進路懇談（3 年）
12 月	三者懇談（全学年） 学校評価アンケート（普段の生活 に関する調査含む）		三者懇談（全学年） 学校評価アンケート 学校評議会
1 月			P T A 合同学年委員会 （学校評価を基にした意見交換）
2 月	個人カウンセリング（1・2 年生徒）		
3 月	ケータイ安全教室（新 1 年）		学年 P T A（1・2 年） P T A、教育後援会実行委員会 学校評議会 ケータイ安全教室（新 1 年）

週 1 回企画会、月 1 回職員会議で各学年の生徒状況について情報共有

いじめ対策組織（常設）・いじめ調査委員会（必要に応じ設置）